

(令和4年7月19日)

部等名

県土整備部

件名	令和3年度山梨県公営企業会計（流域下水道事業）決算概要について（報告）
経緯	令和2年4月1日より地方公営企業法を一部適用し、特別会計から公営企業会計へ移行した。本決算は、監査委員の審査を受けた後、定例県議会の認定に付される。
内容	<p>流域下水道事業の決算の概要は、次のとおりである。</p> <p>1 業務実績 令和2年度から、地方公営企業法を一部適用し、富士北麓流域下水道、峡東流域下水道、釜無川流域下水道及び桂川流域下水道の事業を運営するとともに、これらの施設の維持管理事業及び建設改良事業を行った。</p> <p>(1) 維持管理事業（収益的収支） 市町村から徴収する流域下水道維持管理負担金（以下「維持管理負担金」という）等により幹線管路や処理場等、流域下水道施設の維持管理事業を行った。 なお、流域下水道で、年間 39,411,540立法メートル（1日平均 107,977立法メートル）の下水を処理した。</p> <p>※維持管理負担金は、市町村から徴収した額を維持管理費用の実績に基づき精算し、発生した余剰額は、次年度の維持管理負担金に充当している。</p> <p>(2) 建設改良事業（資本的収支） 国庫補助金などを活用し、流域下水道施設における機能の維持・向上を図るため、幹線管路・処理場等において地震対策や長寿命化対策などの施設整備を計画的に行った。</p> <p>2 損益状況 今回の決算では、収益は維持管理負担金などにより、約84億249万円、費用は、施設の運営や維持管理に必要な経費として、約84億762万円となった。 その結果、約513万円の純損失となった。 今後も引き続き、施設の運営や維持管理について、費用の縮減や効率的な事業の執行に努めることで、経常的な利益の確保を目指す。</p>

(お問合せ先：県土整備部都市計画課下水道室長 宮下 内線7550
直通055-223-1725)